

# 食品安全委員会第577回会合議事録

1. 日時 平成27年9月15日（火） 14：00～15：13

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
  - ・添加物「亜セレン酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について
  - ・添加物「硫酸亜鉛」に係る食品健康影響評価について
  - ・動物用医薬品「フルアズロン」に係る食品健康影響評価について
  - ・動物用医薬品「フルメトリン」に係る食品健康影響評価について
  - ・動物用医薬品「ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）」に係る食品健康影響評価について
- (2) 平成26年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果（案）について
- (3) 食品安全モニターからの随時報告（平成26年10月～平成27年3月分）について
- (4) 食品安全関係情報（8月8日～8月28日収集分）について
- (5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年8月分）について
- (6) その他

## 4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、熊谷委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、山本総務課長、関野評価第一課長、  
鋤柄評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、  
木下リスクコミュニケーション官

## 5. 配付資料

- 資料1-1 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<亜セレン酸ナトリウム>
- 資料1-2 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<硫酸亜鉛>
- 資料1-3 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<フルアズロン>

- 資料 1 - 4 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<フルメトリン>
- 資料 1 - 5 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）>
- 資料 2 平成26年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果（案）について
- 資料 3 食品安全モニターからの随時報告（平成26年10月～平成27年3月分）
- 資料 4 - 1 食品安全関係情報（8月8日～8月28日収集分）について
- 資料 4 - 2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報
- 資料 5 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年8月分）について

## 6. 議事内容

○佐藤委員長 それでは、ただ今から第577回「食品安全委員会」会合を開催いたします。本日は5名の委員が出席です。

それでは、お手元にごございます食品安全委員会議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は10点ございます。

資料 1 - 1 及び資料 1 - 2 が「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 1 - 3 から資料 1 - 5 まだが「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 2 が「平成26年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果（案）について」。

資料 3 が「食品安全モニターからの随時報告（平成26年10月～平成27年3月分）」。

資料 4 - 1 が「食品安全関係情報（8月8日～8月28日収集分）について」。

その関連資料として資料 4 - 2。

資料 5 が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成27年8月分）について」でございませぬ。

不足の資料等ございませぬでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

続いて、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○山本総務課長 事務局において、平成27年7月1日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局の報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

#### (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

添加物2品目、動物用医薬品3品目に関する食品健康影響評価についてです。

まず、添加物2品目に関する食品健康影響評価、本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○池田評価情報分析官 それではまず、資料1-1をお願いいたします。栄養強化剤として用いる添加物「亜セレン酸ナトリウム」でございます。

セレンは含セレンたんぱく質の形で生理作用を発現するもので、重要な栄養素とされておりまして、セレンをほとんど含まない特殊医療用調整乳などを使用した乳幼児の欠乏症が知られているものということでございます。

3ページに審議の経緯がございます。本件については、先般8月4日の委員会で御報告いたしまして、8月5日から9月3日まで意見・情報の募集を行いました。

このページで1点修正がございまして、6行目、1月19日のところと、次の行と、その次の行に「栄養成分関連添加物ワーキンググループ」という名称がございまして、正しくは「添加物専門調査会栄養成分関連添加物ワーキンググループ」でございますので、「添加物専門調査会」を3か所入れていただければと思います。済みません。お願いいたします。

本件につきましては、12ページをお開きいただきますと「評価要請の経緯、指定の概要」がございます。こちらにございますように、本添加物については、調製粉乳と母乳代替食品に使用できるようにするために、指定及び使用基準の設定について要請がなされたもの

でございます。母乳代替食品に使用する場合は、100 kcalにつきまして、セレンとして7 µgを超える量を含有しないように使用しなければならない旨の案が出されております。

評価につきまして、34ページの最後の段落でございますが、ヒトの知見から得られました「健康障害が発現しないことが知られている習慣的な摂取量の最大値」を用いまして、不確実係数1で除しました36 µg/人/日から、0から5か月の男児、女児の体重の平均値である6.1 kgを用いまして、5.9 µg/kg 体重/日がセレンに関する「0か月児から2歳児までの摂取量の上限值」として設定をされております。

なお、この段落の記載でございますが、パブリックコメントに付する際の記載では、36 µg/日から算出した体重当たり摂取量5.9µg/kg 体重/日という数字が上限値であるということが分かりにくい記載になっておりましたので、その点を修正させていただいております。具体的には最後のページでございます。趣旨は変わってございませんので、記載を御確認いただければと思います。

35ページにお戻りいただきまして、最後の段落でございますように、提出されました推定一日摂取量、先ほど申し上げました使用基準（案）に基づく推定一日摂取量がこの上限値を超過する可能性があるということで、新規指定に当たりまして、使用基準（案）を含むリスク管理措置について改めて検討する必要があるとされております。

御意見でございますが、右肩に「参考」とある後ろから2枚目のページでございますけれども、期間中に御意見はございませんでした。

次に、資料1-2の添加物「硫酸亜鉛」について御説明いたします。

栄養強化剤または製造用剤ということで、具体的にはイーストフードとして用いるということでございます。

今回の評価依頼の内容につきましては、15ページから16ページにかけまして「評価要請の経緯、指定の概要」がございますけれども、現在、母乳代替食品にのみ認められている硫酸亜鉛の用途を、発泡性酒類に使用できるようにするための使用基準改正に関するものでございまして、この改正を行うため、評価を求められたものでございます。

本件につきましては、先般7月28日に御報告いたしまして、8月27日まで意見・情報の募集を行ったものでございます。

評価につきましては、36ページをお願いいたします。「IV. 食品健康影響評価」という項目がございますけれども、この評価の最初のパラグラフでございますように、添加物「硫酸亜鉛」につきましては、亜鉛としての摂取を評価することが適当であるとされております。

また、グルコン酸亜鉛の評価が2015年1月に通知されておりますけれども、この評価を参照いたしまして、これと同様に評価がされておまして、37ページの最後から3つ目のパラグラフでございますように、ヒト介入研究のLOAELを用いまして、これを1.5で除しました0.63 mg/kg 体重/日が添加物「硫酸亜鉛」の亜鉛の摂取量に関する上限値とされております。

御意見でございますが、最後から2枚目のページに御意見の募集結果がございます。期間中に寄せられた意見は2通ございましたが、同じ内容ですので、まとめて掲載をさせていただきます。

内容でございますけれども、硫酸亜鉛は、米国及びEUで様々な食品への添加が認められているということで、日本では強化剤として母乳代替食品にのみ使用が認められており、今回、イーストフードとしての使用ができるとされるようであるけれども、他の食品への使用も認めるべきと考えるという御意見でございます。

こちらは使用基準等のリスク管理措置に関する御意見ということで、回答にございますように、リスク管理機関である厚生労働省にお伝えいたしますという回答になってございます。

なお、評価書の修正がございますので、最後のページを御覧ください。評価書の9ページにグルコン酸亜鉛についての記載がございますが、9ページをあわせて御覧いただければと思います。7. (1) ①に硫酸亜鉛及びグルコン酸亜鉛の記載がございまして、2パラグラフ目のなお書きのところのグルコン酸亜鉛の記載がございますけれども、パブコメに付するときには、グルコン酸亜鉛の病者用の使用ということについて、使用基準拡大のための評価依頼に対する評価結果が2015年1月に食品安全委員会から通知されたということに記載しておりましたけれども、評価結果を受けまして使用基準の改正がもうされておりますので、その点を反映した修正になってございます。御確認をお願いいたします。

以上2件につきましては、よろしければ、専門調査会の結論をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち亜セレン酸ナトリウムのセレンに関する0か月児から2歳児までの摂取量の上限値を5.9 µg/kg 体重/日（セレンとして）と設定する。また、提出された推定一日摂取量は0か月児から2歳児までの摂取量の上限値を超過する可能性があることから、リスク管理機関においては、亜セレン酸ナトリウムの新規指定に当たり、使用基準（案）を含むリスク管理措置について改めて検討する必要がある。硫酸亜鉛の亜鉛の摂取量に関する上限値を0.63 mg/kg 体重/日（亜鉛として）と設定するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

幾つか修正もあったようで、それも一緒にお認めいたしたいと思います。

次に、動物用医薬品3品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○鋤柄評価第二課長 それではまず、資料1-3をお願いいたします。動物用医薬品「フルアズロン」でございます。

3ページに審議の経緯がございます。本件につきましては、8月4日の本委員会で御報告した後、30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。

5ページをお願いします。「7. 使用目的及び使用状況」がございます。フルアズロンは、ベンゾイルフェニル尿素系誘導体で、ダニ駆除剤として海外で使用されております。

次に、26ページをお願いいたします。中ほどに「2. 食品健康影響評価について」がございます。ページの下の方になりますが、マウスを用いた2年間発がん性試験のNOAEL 4.3 mg/kg 体重/日に安全係数100を適用し、ADIを0.043 mg/kg 体重/日と設定しております。

最後から2枚目に参考としまして添付しておりますが、本件に関しまして意見・情報の募集を行いましたところ、御意見等はございませんでした。

最後の1枚に評価書案の変更点をまとめております。文言の修正等、記載整備を行っております。

本件につきましては、差し支えなければ、この専門調査会の結論をもって関係機関に通知したいと考えております。

次に、資料1-4をお願いいたします。動物用医薬品「フルメトリン」でございます。

4ページに審議の経緯がございます。本件につきましては、8月4日の本委員会で御報告した後、30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。「7. 使用目的及び使用状況」がございます。フルメトリンは合成ピレスロイドで、寄生虫の駆除剤ということでございます。

次に、53ページをお願いいたします。「3. 食品健康影響評価について」がございます。54ページに参りまして、マウスを用いた79週間発がん性試験のNOAEL 0.39 mg/kg 体重/日に安全係数として100を適用し、ADIを0.0039 mg/kg 体重/日と設定しております。

最後から2枚目に参考として添付しておりますが、本件に関しまして意見・情報の募集を行いましたところ、御意見等はございませんでした。

また、最後の1枚に評価書案の変更点をまとめております。文言の修正等、記載整備を行っております。

本件につきましても、差し支えなければ、この専門調査会の結論をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

次に、資料1－5をお願いいたします。ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）について御説明いたします。

資料の2ページに審議の経緯がございます。本件は、8月4日の本委員会におきまして御説明した後、30日間、国民から意見・情報の募集を行ったものでございます。

4ページを御覧ください。「Ⅰ．評価対象動物用医薬品の概要」の2．から3．にかけて記述のとおり、ドラクシンCは、牛の細菌性肺炎を適応症とし、皮下注射する製剤でございます。

次に、9ページをお願いいたします。「Ⅲ．食品健康影響評価」がございます。主剤のツラスロマイシンにつきましては、既に0.015 mg/kg 体重/日のADIが設定されております。

最後から2つ目の段落になりますが、結論といたしまして、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられました。

また、本製剤の使用に当たっては、ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）の承認に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価において、リスクの程度は低度であると評価されていることに留意する必要がある旨をあわせて記載しております。

次に、最後から2枚目でございますが、本件につきまして、意見・情報の募集を行いましたところ、御意見等はございませんでした。

また、最後のページになりますが、文言の修正等、記載整備を行っております。

本件につきましては、差し支えなければ、専門調査会の結論をもって関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。よろしいですか。

それでは、本件については、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちフルアズロンの一日摂取許容量を0.043 mg/kg 体重/日と設定する。フルメトリンの一日摂取許容量を0.0039 mg/kg 体重/日と設定する。ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

マイナーな修正があったかと思いますが、それもお認めいただきたいと思います。

(2) 平成26年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果（案）について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「平成26年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果（案）について」です。  
まず、担当の熊谷委員から説明をお願いいたします。

○熊谷委員 平成26年度に終了した食品健康影響評価技術研究の7課題について、7月29日の平成27年度研究・調査企画会議事後評価部会（第2回）において審議を行い、資料2のとおり、事後評価結果を取りまとめました。

ここに示す7課題のうち4課題については、平成25年度に採択し2年間研究が実施されたもの、残りの3課題については、平成26年度に採択し1年間研究が実施されたものです。

評価に当たっては、研究の妥当性、目標の達成度、成果の有用性の各観点から9名の研究・調査企画会議事後評価部会構成員が点数で評価を行い、その平均点と、これらの合計として総合評点を示しております。

また、評価所見については、同部会構成員から各課題に対し出されたコメントをもとに議論し、取りまとめたものを示しております。

詳細については事務局から説明してください。

○関野評価第一課長 それでは、引き続き、資料2を御用意ください。

資料2の2枚おめくりいただいた裏側からページを振ってございます。少し字が小さくて恐縮ですが、横長の表になります。下の中ほどに数字でページの番号を振ってありますので、これに沿いまして、それぞれの研究課題に関しまして、事後評価部会での結論としての評価所見等について、少しかいつまんで御紹介をしたいと思います。

まず1ページですが、静岡県立大学の吉成先生の研究テーマでございます。「核内受容体作用と酵素誘導解析を基盤とした、化学物質による肝肥大の毒性学的評価に関する研究」でございます。2年間行われたものでございます。

中ほどの研究の概要のカラムの最初のパラグラフに本研究の目的を書いております。毒性試験情報を用いたデータ解析と、酵素誘導に関連する核内受容体活性化作用を評価する*in vitro*試験が行われております。これを通じまして、肝肥大及び肝細胞肥大の毒性学的特徴を明らかにするといったことを目的として行われています。

研究の結果としては、最後のパラグラフ「以上」で始まることから触れているかと思いますが、肝肥大あるいは肝重量増加、肝細胞肥大は肝がんの初期病変ではないことが示唆されたということ。あと、小葉中心性肝細胞肥大の多くは薬物代謝酵素誘導と強く関連しているということが、この研究から分かってございます。



これに対する評価所見、一番右側のコラムでございますけれども、総合コメントのところが事後評価部会としてのまとめの意見でございます。全体的に、この総合コメントの下から2行目からですが、意義があるといったことでまとめられており、今後の肝毒性評価の判断基準が進展するといった期待を込めたコメントになってございます。

個別コメントは、それぞれ事後評価部会の先生方からいただいた意見を列記したものでございます。

次が2ページです。吉田緑先生が行った研究でございます。これも肝肥大に関しまして、評価手法の確立と今後の問題点を洗い出した研究になります。

結論といたしましては、最後の段落の3行目あたりからですが、生体の恒常性が維持されている範囲内の肝肥大、肝細胞肥大あるいは肝重量増は適応性変化であり、毒性影響ではないということ。それから、そういった恒常性保持機能の限界を超して破綻を来した場合は毒性と判断すべき、こういったところでの一つの考え方が示唆されたということでございます。

これについてコメントですけれども、肝肥大というものに対する毒性学的評価手法の方向性が示されたということ、今後の肝肥大の評価の進展が期待できるということでコメントがまとめられてございます。

次に3ページ、3つ目の課題に参ります。小野敦先生の研究課題です。「遺伝毒性発がん物質のリスク評価手法に関する研究」です。

本研究の目的は、最初の段落の1行目、2行目に書いてございます。遺伝毒性発がん物質の定量的リスク評価手法の検討といったことでございます。

結論といたしましては、下から2つ目の段落、中ほどでございますが、変異原性陽性の結果が示された場合には、原則として閾値が設定できないものとして取り扱うといったこと。あるいは、下から2つ目の段落の下から二、三行目でございますが、評価算出の基準となる出発点については、ベンチマークドーズ法が適用可能なデータが入手できる場合はベンチマークドーズ法により算出すること、こういったことが一つ肝毒性として実現できたということでございます。

コメントでございますけれども、総合コメントの3行目あたりを御紹介しますが、遺伝毒性発がん物質によるヒトに対するリスクについて定量的な評価の指針案がまとめられたということは評価できる、総じてそういった御意見かと思えます。

次に4ページをお願いいたします。田村先生の研究です。「食用動物由来薬剤耐性菌の定量的食品健康影響評価モデルの確立」といったテーマでございます。

本研究の目的も、最初の段落に書いてございますとおり、食用動物由来耐性菌に関する定量的リスク評価ガイドライン設定というものを視野に入れた評価モデルを確立することでございます。

この研究の中では、最後の段落の一番下でございますけれども、確率論的リスク評価指針骨子素案を作成したということでございます。

それから、実験、ウェットな研究も行っておりました、2つ目の「公表データ」から始まる段落ですが、その3行目、4行目あたりです。カンピロバクター感染鶏に占めるフルオロキノロン剤感染鶏の割合を耐性菌の耐性機構別に推測することができたと、このあたりが一つの成果かなということでございます。

コメントでございますけれども、薬剤耐性菌の出現頻度の実態を定量的に推測することができたことは有意義であり、5行目あたりですけれども、評価指針骨子素案を提示できたことは評価できるというコメントでございますが、その下のただし書きでございますけれども、ヒトへの健康影響の評価に関してはデータ不足により十分行えていない、達成度としては十分ではないといったコメントも添えられてございます。

次に5ページに参ります。実践女子大学の山崎先生の研究でございます。「香料化合物のリスク評価手法に関する調査研究」です。

目的としましては、最初の段落の2行、3行のところに書いてございますが、新たな香料化合物のリスク評価手法の指針案を検討・作成することでございます。

まとめといたしましては、この研究の概要の中ほど、1. から5. まで並んでいるところでございますが、大部でございますので説明は省略いたしますが、(1). から(6). というので箇条書きにまとめてございます。今後の評価手法の指針について、このような内容で整理していけばいいのではないかとといったことが示唆された研究結果かと思えます。

コメントでございますけれども、総合コメントを御紹介いたします。3行目ですけれども、今後の香料化合物のリスク評価に有用な研究と言えるといった評価がなされておりまして、今後の研究に引き継がれるべきということで、指針案の作成に向けて、成案化するような方向で進めるべきということかと思えます。

次に6ページに参ります。大阪府立大学の山手先生の研究テーマです。「肝マクロファージの機能特性に基づいた肝毒性の新規評価手法の構築と緻密化」です。

本研究の目的は、研究の概要の2段落目に書いてございますが、化学物質に誘発される肝障害を評価する新たな手法を構築するというのが目的で、肝マクロファージを用いました研究が行われております。

結論としては、3段落目の一番下の行ですけれども、肝毒性においてクッパー細胞の機能状態を把握しておくことの重要性が示されました。

それから、下から10行目あたりですけれども、肝毒性では小葉中心部とグリソン鞘領域の傷害において異なるマクロファージが機能することが分かった。このあたりが明らかになったということでございます。

コメントでございますけれども、2行目、学術的には興味深く、実験も良質であるということでの評価でございましたが、食品健康影響評価への応用はまだ難しいということでございます。

最後、7ページになります。鈴木規之先生の研究テーマで「食品からのアクリルアミド

摂取量の統計的推定に関する研究」です。

研究の目的は、最初の2行に書いてございますが、食品由来のアクリルアミドの長期平均摂取量の分布を推定することです。

研究の結果といたしましては、一番下の段落でございますが、アクリルアミドの平均摂取量について、点推定を行った。本推定には種々の不確実性が含まれているということも言及されておりまして、各種食品中のアクリルアミド濃度及び食品摂取量の分布とともに推定モデルに適用することによって、アクリルアミド摂取量の分布を推定する必要があるといった問題提起がなされている形でまとめられてございます。

コメントは総合コメントをごらんいただければと思いますが、食品由来のアクリルアミドのばく露量評価を実施した点は高く評価できるということ。点推定となった点は課題ではあるけれども、今後の重要資料になるものであるというようなことが言われてございます。

これらの事後評価部会としてまとめられました総合コメントと個別コメントにつきまして、本委員会で御了解いただけるようであれば、各研究者にそれぞれ通知をするといった形で進めていきたいと思っております。

それから、これら研究課題のうち、事後評価の結果を受けまして、ページの番号で申し上げますと、1ページ目と2ページ目、それから6ページ目に記載されておりますそれぞれの課題、合計3課題でございますが、研究成果に関します発表会ということで、10月1日に研究の内容について研究者から説明をしていただいて、ディスカッションする場を設ける予定としてございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 ちょっと教えてほしいのですが、今、発表会で選ばれた1ページ、2ページ、6ページはみんな肝臓関係の課題のようですが、これはやはり肝臓ということで集中的にこの場合にやったということなのかということが1点。

それから、総合評価は大体みんなとても高い結果でよかったなと思っておりますけれども、1課題だけ比較的低いものがあるようなのです。これは、先ほど9人の先生が評価されたということですが、特定のところが低いのか、全般的に低かったのか、もしその辺が分かったら教えていただけますでしょうか。

○関野評価第一課長 まず1点目についてですが、今回、1ページ目と2ページ目

にあります吉成先生と吉田先生の課題に関しましては、いわゆる肝肥大というものが様々な農薬等の評価書を作成する上で企業からの申請データで出てくる訳ですけれども、その毒性所見の捉え方が、メカニズムにさかのぼって見た場合に、どこまでがはっきり、いわゆる外部からの農薬を初めとする化学物質の毒性と言えるのかといった点につきまして、かなり議論があるところをごさいます、それを深掘りするような形で、もう少しリスク評価を行う上での必要な提出資料の中で、どういう試験を求めたらはっきりこのあたりが分かるかといったところを一つ意図したものでございまして、いわゆる肝肥大という所見を捉えることが重要だということに加えて、メカニズム的に酵素誘導がどうなっているかとか、あるいは病理学的に見てどうかといったところも含めて、より緻密に評価の中につなげていく必要があるという観点で立ち上げた研究課題ということで、1番と2番はある意味共同で行っているようなもので、今後、できれば評価指針のような形で明確に、こういったリクワイアメントにしていくのかということも含めて整理ができればといった意味で行われた研究ということになります。

6 ページ目の山手先生のマクロファージの研究については、若干基礎的な研究でございまして、総合コメントのところにごさいますとおり、なかなか直ちに評価に結びつけるのは難しいということでごさいますけれども、基礎的な中にもやはり肝臓に絡む一つの生体内で起こっているメカニズムに関してマクロファージに着目した研究ということで、今後何か生かす方法があるのではないかと考えて研究成果発表会で取り上げることにしたものでございまして。

○佐藤委員長 もう一点あったのではないですか。

○関野評価第一課長 会議の記憶の範囲内でお答えしますと、田村先生の課題を指摘されているのかもしれませんが、総合評点11.6点となっていますけれども、どちらかというところ、各委員の格差があるというよりは、先ほど少し触れましたけれども、実験班と、あとドライな研究での評価指針骨子素案というものをつくっていく中で、実験班に関する評価は総じて高かったと。ただ、なかなかやはりデータが不足していたこともあって、評価指針骨子素案について達成度が十分ではないといったところで、こちらの方が若干点数が低かった関係で、足し算というか、単純平均の中でこういった点数になっているということだったかと記憶しています。

○佐藤委員長 今の件について、熊谷委員、何かつけ加えることはありますか。

○熊谷委員 特段ありません。

○佐藤委員長 私もその場にいたのですけれども、差があったというよりも、全体的に厳

し目の評価だったというか、ちょっと達成度が十分でなかったと記憶しております。やはり難しい研究なのではないですかね。

局長、どうぞ。

○姫田事務局長 前者の方ですけれども、もっと少し端的に申し上げると、肝肥大についてアドバースエフェクトなのか、エフェクトなのか、その辺が非常に明確になっていなくて、特に食品安全委員会においてもエフェクトをアドバースエフェクトととりがちな面もあるということも含めて、どの肝肥大がアドバースエフェクトなのか、エフェクトなのかということを確認していくということが一番のポイントだったと思っています。

○村田委員 適応反応と毒性を分けようということですか。

○姫田事務局長 そうです。要するに、当然、薬剤投与の結果、一定の影響が出てくるのですけれども、それをLOAELとしてとりがちな面がありますが、適応なのか、それとも毒性影響なのかを明確にしていくということです。

○佐藤委員長 ほかに何か御質問、コメントはございますか。よろしいですか。

それでは、事務局は、7課題の事後評価結果について、該当する研究者に通知してください。

### (3) 食品安全モニターからの随時報告（平成26年10月～平成27年3月分）について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全モニターからの随時報告（平成26年10月～平成27年3月分）について」です。  
事務局から御報告をお願いいたします。

○植木情報・勧告広報課長 御報告いたします。資料3「食品安全モニターからの随時報告」でございます。

期間中に寄せられた報告は13件ございまして、内容を見ますと、異物混入関連が4件で最も多かったということでございます。

参考に記載してございますけれども、ここに①から③とございまして、これのいずれかに該当するものについては関係省庁に回答を求めてございまして、ただ、全体につきまして、要旨を関係省庁に回付してございます。

おめぐりいただきまして、2ページでございます。◎のところは回答を求めたものでございます。

器具・容器包装が1件でございます。

微生物・ウイルスが2件でございます。

リスクコミュニケーションの最初の●でございますが、「遺伝毒性」という専門用語に関しまして、次世代にも影響が及ぶと誤解している報道が見られるということでございまして、そのような誤解を防ぐ表現を検討すべきということがございますけれども、これはもう専門家間で定着している言葉でございますので、関係省庁に回答を求めるというようなことではないので、そういうことは行ってございません。

3ページへ参りまして、食品表示が2つでございます。

その他としまして、道の駅、そしてここに記載しているものがございます。

次に5ページでございます。具体的な御意見の内容と回答を簡単にかいつまんで御紹介いたします。

30人以上の食中毒事例に関しましては、ノロウイルスだけではなくてウエルシュ菌も多いので、ウエルシュ菌対策の注意喚起を行うべきという御意見でございます。

厚生労働省からの回答でございますけれども、食中毒につきましては、食中毒全体につきまして、政府広報とか、あるいは保健所が適切な指導を行ってございまして、その中でウエルシュ菌も含めてきちんと適切に周知を行っている、対応しているという回答をいただいております。

5ページの一番下でございますけれども、私ども食品安全委員会でも、ウエルシュ菌食中毒に関しましてファクトシートを作成して、ウェブで公表してございます。

次に6ページ、リスクコミュニケーションでございますけれども、中国産の違反事例は特別多い訳ではなく、報道されるために多いように見られている、行政と報道関係者で報道のあり方について研修会等を行ってはどうかという御意見でございます。

厚生労働省からの回答でございますけれども、報道関係者に対しましては、ホームページ等を通じて、違反事例等につきまして情報提供を行っている。あるいは輸入食品の安全性確保について意見交換会を毎年行ってございまして、そこには報道関係者の方も参加している。このような取り組みを引き続き行っていきたいという回答をいただいております。

次に7ページでございます。食品表示でございまして、今年から機能性表示制度が新設されたということがございまして、行き過ぎた宣伝により消費者に過剰な期待を持たせることのないよう規制が必要だという御意見でございます。

消費者庁からの回答でございますけれども、機能性表示食品制度は、企業等の責任において、食品の機能性及び安全性の科学的根拠について消費者庁に届け出を行うものであり、届出後の事後チェックを行うということでございますし、科学的根拠に基づかない一般消費者の自主的・合理的な商品選択を阻害する広告・宣伝につきましては、景品表示法や健康増進法によって規制をしているという回答をいただいております。

その他でございますけれども、8ページ、道の駅でございます。多分、販売は好評ということだと思っておりますけれども、食品表示とか衛生管理が不十分な例があるのではないかと

いう御指摘、御意見でございます。

これにつきましては、表示の方は消費者庁、食品衛生の方は厚生労働省から回答をいただいております。それぞれ表示あるいは食品衛生に関しまして、いろいろな監視とか取り締まりとか普及啓発を行ってございますけれども、その中には道の駅の事業者も含まれていると、あるいは必要に応じてそういうことに対応しているという回答をいただいております。

9 ページ、もう一つのその他でございますけれども、食品への異物混入でございます。食品関連企業は情報開示とか自主回収等の対応を独自に行っているのだけれども、異物の基準を設けて各企業が同じ基準で対策を講じる必要があるのではないかという御意見でございます。

これにつきましては、厚生労働省から御回答いただいております。食品衛生法では、食品等事業者は、みずからの責任において安全性を確保するということになってございます。そのために必要な措置を講ずるということでございます。

異物の大きさにかかわらず、人の健康を害するおそれのある異物が食品等に混入する等の事案が発生した場合には、食品衛生上の危害の拡大を防止する観点から、食品等の回収や公表等の措置を行うことが基本ということでございます。私なりに解釈すれば、一律に異物の基準を設けるのは難しいということではないかと思っております。

御参考でございますけれども、一民間の取り組みとしまして、一般財団法人食品産業センターというところがございまして、そこでは『食品企業の事故対応マニュアル作成のための手引き』というものをつくってございまして、例えば、健康被害の程度と事故拡大の可能性をマトリックスにして回収を実施するかしないか判断することが重要である等々、うな回収とか公表についてのいろいろな判断を業界団体としてまとめたものがございます。御参考までに御紹介いたしました。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいたします。

熊谷委員、どうぞ。

○熊谷委員 微生物・ウイルスの報告の詳細のところ「5社の業者に聞いたところ、『ウエルシュ菌』については、ほとんど見識がなく、この状況を説明すると驚いていた」とありますけれども、この文章を見て私も驚いたのですが、やはりこういうことではちょっとうまくないのかなと。ウエルシュ菌は、随分昔からもう知られているので、どういう業者もほとんど知っているものと思っていたのですが、こういう実態があるとすると、例えばメルマガとか、いろいろなこちらから発している手段を通じて、ウエルシュ菌だけ

にターゲットを絞っていいのかどうか分かりませんが、少なくともウエルシュ菌に対する注意喚起を、できれば業界というか、業者がよく読むようなものを通じて発信する必要がやはりあるのかなと。

厚生労働省の対応というのは、昔からこの対応をとっているのですけれども、これだけでは恐らくすき間が埋まらないのではないかという気がしますので、やはりそういう対応が必要なのかなという印象を強く持ちました。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

何か事務局の方でお答えにというか、お答えにはならないかもしれないですけども、ありますか。

○植木情報・勧告広報課長 事業者の方に情報を届けるためにはどうするかということも含めて、ウエルシュ菌のことについてほとんど見識がないというような事業者の方は、恐らく私どものフェイスブックとかメルマガも見えていないと思いますので、そういう方にはどのように情報を届けるかも含めて、少し検討したいと思っております。ありがとうございます。

○佐藤委員長 我々だけではなくて、厚生労働省ともうまく連携をとらないといけないですね。

局長、何か追加がありますか。

○姫田事務局長 今、委員長がおっしゃったことを言おうとしたところなのですが、基本的にはやはり厚生労働省に今の意見をしっかりとお伝えして、指導の徹底をお願いしたいと思っています。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

堀口委員。

○堀口委員 御質問になるかと思うのですが、1つは、2ページの器具・容器包装のところですが、この内容は器具・容器包装かもしれないですけども、この方が言われている報告は「容易に見付けられるよう工夫すべき」というところで、これはホームページなどで公開してくださいという部分だと思います。厚生労働省はどうなっているか分からないのですけれども、食品安全委員会のホームページでは容易に見つけれない話なのですか。確認していないのですが、教えていただければというのが1点。

2点目は、同じページのリスクコミュニケーションの部分ですけども、遺伝毒性の用



語について、食品安全委員会ではなく、労働衛生の化学物質のリスク評価の検討会においても、この遺伝毒性の単語が誤解されやすいという懸念を委員は持っております。というのは、化学物質を取り扱う労働者に対して、事業者からそのリスクを説明しなければならないということになっておりますので、そのときに遺伝毒性と言うと、次世代への影響を示すものだというふうに誤解されてしまうという御指摘が業界からもありました。なので、どこにおいても同じようなことを感じていらっしゃる方が少なからずいるのではないかと考えています。

新しい用語をつくるというのは非常にハードルが高いとされているのですが、遺伝毒性という単語をしょっちゅう使っている食品安全委員会としては、私の個人的な考えとしては、評価書を変えたりすることは今の段階では混乱を来すと考えています。しかしながら、ここで御提案があるように、脚注などで説明できることであれば、説明を評価書に書いていくことによって、逆に遺伝毒性という単語をかえずに誤解を解いていけるかもしれないと思います。なので、今の全体の体裁や単語をすぐにかえるという発想は全くないのですが、しょっちゅう評価書で出てきているので、御検討いただければと考えています。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

局長、どうぞ。

○姫田事務局長 まず、後者についてお話ししますと、実は比較的最近、半年ぐらい前に大手の新聞で、しかも、結構有名な科学ライターが、今、堀口委員がおっしゃったような勘違いをして、遺伝毒性が次世代にうつるというような感じでお書きになったのを我々も気にしております、1つは、用語集には、その懸念を受けて、そういう事実を明確に記述させていただいたところがございます。さらにいろいろなところでそういう工夫をしていきたいと考えております。おっしゃっている懸念は共有しております。

それから、器具・容器包装ですけれども、私どもの方では、既に評価依頼を受けたもの、要するに評価したものについての評価書、あと、一部はファクトシートにも、例えばラップのものなどは出させていただいています。その場合は簡単に見つけられると考えております。ただ一方で、かなりたくさんあります器具、特に容器包装について、リスク評価依頼を受けていないというか、食品安全委員会ができる前にできたものが多々ありまして、その時点で既に認可済みのものだったので、まだまだ私どもの方でホームページに載せられる状態でもないし、データのにもなかなか難しい面があるかと考えております。

○佐藤委員長 この「包装された食品の38%から可塑剤が検出された」というのは、検疫所での話なのですかね。

○植木情報・勧告広報課長 これは、昨年10月に台湾において包装食品の38%から可塑剤

成分を検出ということで、台湾での検査のことを指しているようでございます。

○佐藤委員長 容器包装の問題だけではなくて、情報提供のあり方とか、いろいろな問題を含んでいる話のように思うのですけれども、フタル酸類の評価が終われば、また我々の方からも情報発信ができるのではないかと考えています。

ほかに何か御質問、コメントございますでしょうか。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 1点、もし分かったら事務局の方で教えてほしいのですけれども、7ページの食品表示で消費者庁からの回答があるのですが、消費者庁の回答の2行目に、届け出後の事後チェックを行うことにより、科学的根拠に基づかない表示がされた場合には防ぐ仕組みがあると書いてあるのですが、具体的には事後チェックというのはどうやって行うのか、もし分かったら教えていただけますでしょうか。

○植木情報・勧告広報課長 1つ聞いておりますのは、届け出が行われまして、それらの情報は公表をしますので、そこでいろいろな情報が寄せられますので、それについて精査をして、その疑義情報が正しければ、消費者庁は適切に対応するという事は聞いてございます。

後は、いろいろなデータを消費者庁に届けるということになっていますので、そのデータがきちんと本当に制度が求めているデータの要件を満たしているかどうかということは、消費者庁の方でチェックをしていると聞いております。

○村田委員 きっと消費者庁もそんなにたくさん人がいて調べる訳ではないでしょうから、健康被害が起こらないように、うまくやっていただきたいと思います。

○植木情報・勧告広報課長 そのところは、はい。

○佐藤委員長 ほかに御質問、コメントございますでしょうか。よろしいですか。

#### (4) 食品安全関係情報（8月8日～8月28日収集分）について

○佐藤委員長 もしよろしければ、次の議事に移りたいと思います。

「食品安全関係情報（8月8日～8月28日収集分）について」です。

事務局から御報告ください。

○植木情報・勧告広報課長 資料4-1「食品安全関係情報（8月8日～8月28日収集分）」

でございます。

ハザード別では、今回、化学物質、微生物・プリオン・自然毒が多いということはいつもと同じでございまして、地域に関しましても欧州が多くなってございます。

おめぐりいただきまして、それらの中の主なものの御紹介でございます。

【化学物質】のところでは2つ目に、EFSAがネオニコチノイド系農薬の葉面散布によるハチ類へのリスクが確認された旨を公表とございますけれども、実は別のいろいろな情報もございまして、7月にイギリスのBBCの報道で、全国農民組合が緊急使用の認可申請を行いまして、2種類のネオニコチノイド系農薬については、アブラナ作物の5%に対して120日間の使用が認められたということがございました。農薬というのは必要だから使うのだと思いますし、特に殺虫剤であれば昆虫への影響はあると思いますので、ほかの昆虫への影響とか、多分、ヨーロッパはハチミツに対していろいろな事情があると思いますので、日本とは大分事情が違うと思いますけれども、その辺の動きはきちんと情報をフォローして、御報告をしていきたいと思っております。

【微生物・プリオン・自然毒】関係でございますけれども、台湾で生鮮スプラウト、この場合は豆苗でございますけれども、この微生物含有量を減らすための効果的な洗浄方法について説明ということでございまして、いろいろな実験をやっています。ここでの説明の内容では、豆苗を水に15分間つけてから、それをさらに5回水洗いしないと大腸菌群はなかなか減らないということが書かれておりまして、スプラウトというのは表面がでこぼこしていますので、一旦菌がふえてしまうとそれを減らすのはなかなか大変なのかなと、そういうことを示しているのかなと思っております。

次が資料4-2でございますけれども、今回御紹介するハザードでございます。

EUは、6月26日に食品中の鉛の基準を改正してございます。

経緯でございますけれども、まず、2006年に食品中の汚染物質の基準値を設定してございまして、その中には鉛も含まれてございます。

2でございますが、2010年3月に、EFSAが食品中の鉛に関する意見書を採択してございまして、そこでは、鉛のばく露の実態は、一部の消費者において鉛による影響の可能性が排除できない程度であるということもございまして、そういうことも踏まえまして、今回、基準を引き下げたものでございます。いろいろな食品の鉛を分析したところ、基準を下げても十分対応できるという理由から、基準を下げたものでございます。

3でございますけれども、乳児用調整食品とか乳児用調整補完食品です。下の表の(2)から(4)でございますけれども、新しくこういう基準をつくってございます。

(5)につきましては、実態を踏まえまして、改正前の基準を改正後は少し低い基準にしてございます。

次のページへ参りまして、(6)でございますけれども、(6)の欄に新しくサルシファイ、西洋ごぼうを追加してございます。これは、下の欄に野菜というのがございまして、従来は0.10が適用されておりましたけれども、西洋ごぼうは鉛の量が多いようございまして

て、実態として合わないので、0.30の基準のカテゴリーに西洋ごぼうを持ってきてございます。

実態として大分数値が低い果菜類につきましては、(7)でございますけれども、こういう低い基準としてございます。

(11)のハチミツでございますけれども、ハチミツは結構ばらつきがあつて、いろいろな国の基準値にばらつきがあつたものですから、今回、基準値を設定したということが書いてございます。

さらに、前のページに戻りまして、7でございますけれども、茶とかハーブ浸出液の摂取もばく露への寄与因子になるのでございますが、今のところ基準値を設定するためのデータがないので、データを収集することが望ましいということが官報に記載されてございます。

次のページにまたお戻りいただきまして、関連情報でございますけれども、EFSAの関連では、EUの規則等を記載してございまして、国内でございますけれども、鉛につきましては、食品安全委員会が自ら評価案件として評価を実施中でございますし、農水省のリスクプロファイル、あるいは厚生労働省でも水道水の基準については鉛の基準がございまして、それらを記載してございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告に何か御質問とかコメントがありましたら。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 内容というか、資料4-1の裏面を見て、主なものの題名は書いてあるのですが、この資料だけを見た人がその主なものの3ポツ、2ポツを調べるには少しハードルがあるかなと思つていて、せめてURLをここに書けないでしょうか。

というのは、今の課長の説明を聞いていると、例えば、この文面はそのとおりなのだけれども、その内容としてはこういうものを含んでおり、私たちはそれに対して監視ではないけれども、次なる情報に関して注目をしていきますというような発言があつたと思うのですが、それがこの資料だけからはニュアンスとして全く伝わってこないのです。例えば傍聴していて、これを見て、この2行だけを出すと、多分それは混乱につながる可能性もあるから、URLをこのところに載せられないですか。

要するに、資料4-2でいったら、最初のページの「化学物質」があつて、「欧州連合(EU)、特定の食品中の鉛の基準を改正」とあつて、公表日とかそういう話は抜けていてもいいのですけれども、その次にURLが書いてある。このURLだけを、資料4-1のそれぞれの主なもののところに載せられないでしょうか。

というのは、資料4-2の一番最後にも「詳細情報及び他の情報については、食品安全

総合情報システムをご覧ください」と書いてあって、資料4-1の裏面でも同じように一番上に「ご覧ください」と書いてあって、URLで飛べるようにしておかないと、今の課長の説明を聞けない、この資料だけをピックアップした人にとっては結構ハードルがあるかと思うのです。

○植木情報・勧告広報課長 ありがとうございます。

まさしく御指摘のとおりだと思います。1つは、上から2行目のところに「詳細及び他の情報については、食品安全総合情報システムをご覧ください」ということで、そこから検索すれば行けることは行けますけれども、そこで検索するのもなかなかステップが要りますので、そこに飛べるようなアドレスを書けるかどうか、検討をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○堀口委員 飛べなくてもいいのですけれども、書いておいた方がいいのではないかと思います。要は、飛べなくても、書いてあれば入力することがすぐできる。この食品安全総合情報システムの中から探すよりも、書いてあれば、それをそのまま入力できるので、飛べる必要はないと思うのですけれども、書いておかないと、この日本語だけがひとり歩きする可能性を自分たちでつくっているかなという気がします。

○佐藤委員長 確かに先ほどのスプラウトの話など、多分メッセージは、洗っても取れないよというメッセージなのだろうと思うのですけれども、これだと取れる洗い方があるみたいなのとられ方をしてしまって、原文に行かないとなかなか分かりにくいところがありますね。

御検討いただけるということでよろしいですか。

○植木情報・勧告広報課長 はい。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

ほかに何か御質問、コメントございますでしょうか。よろしいですか。

#### (5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年8月分）について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成27年8月分）について」です。

事務局から御報告ください。

○木下リスクコミュニケーション官 資料5に基づきまして御説明申し上げます。「『食

の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成27年8月分）について」でございます。

8月の1か月間で52件の問い合わせ等がございました。平年並みの数量でございます。内訳は（2）に書いてあるとおりでございます。

裏面をお願いいたします。今月御紹介いたしますのは、カンピロバクターに関するお問い合わせでございます。この方は、鶏のたたきを食べた後、下痢などの症状が出ました。カンピロバクターという菌があると聞いたので、教えてほしいという御質問でございました。

カンピロバクターは、こういう動物の腸内に生息するということであるとか、我が国では食中毒の原因の上位を占める物質であるということ、また、どういう症状かということ、少ない菌数でも発症するだとか、下痢、腹痛、発熱などの症状を起こす場合がありますよ、まれにギランバレーを発症することがありますよということを御紹介して、その特性といたしまして、乾燥に弱いですとか、通常の加熱で死滅するということも申し上げてございます。

また、これは平成21年に評価しておりまして、その評価書から情報をお伝えしてございます。農場段階でどの程度の汚染があるか、流通段階でどの程度ということ。また、その低減方法として、生食を避けることとほかの対策を組み合わせた場合が低減対策となるのですよという評価をしていることを申し上げます。

一般的な注意事項として、十分加熱して食べるだとか、まな板、包丁の消毒、また、保存時は肉とほかのものを分けるだとか、調理時の手洗いですとか、基本的なことを申し上げます。

また、今回、食中毒の疑いがあるということなので、そういう場合は保健所や医療機関に御相談くださいということ。また、カンピロバクターについての情報は、当委員会ですとか厚生労働省、農林水産省のホームページにもございますので、参照にしてくださいと申し上げます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんか。

#### (6) その他

○佐藤委員長 ほかに議事はありませんか。

○山本総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合については、再来週 9 月 29 日火曜日 14 時から開催を予定しております。

また、17 日木曜日 10 時から「プリオン専門調査会」が公開で、18 日金曜日に「動物用医薬品専門調査会」が 10 時から公開で、11 時から非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第 577 回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。